

第 10 号議案

豊後大野市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

豊後大野市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年豊後大野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第52条—第61条）」を

「
第4節 運営に関する基準（第52条—第61条）
第4章 地域密着型通所介護
第1節 基本方針（第62条）
第2節 人員に関する基準（第63条・第64条）
第3節 設備に関する基準（第65条）
第4節 運営に関する基準（第66条—第80条）
第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第81条・第82条）
第2款 人員に関する基準（第83条・第84条）
第3款 設備に関する基準（第85条・第86条）
第4款 運営に関する基準（第87条—第98条）
」

「第4章」を「第5章」に、「第62条」を「第99条」に、「第63条—第65条」を「第100条—第102条」に、「第66条—第68条」を「第103条—第105条」に、「第69条—第82条」を「第106条—第111条」に、「第5章」を「第6章」に、「第83条」を「第112条」に、「第84条—第86条」を「第113条—第115条」に、「第87条・第88条」を「第116条・第117条」に、「第89条—第110条」を「第118条—第138条」に、「第6章」を「第7章」に、「第111条」を「第139条」に、「第112条—第114条」を「第140条—第142条」に、「第115条」を「第143条」に、「第116条—第130条」を「第144条—第158条」に、「第7章」を「第8章」に、「第131条」を「第159条」に、「第132条・第133条」を「第160条・第161条」に、「第134条」を「第162条」に、「第135条—第151条」を「第163条—第178条」に、「第8章」を「第9章」に、「第152条」を「第179条」に、「第153条」を「第180条」に、「第154条」を「第181条」に、「第155条—第179条」を「第182条—第206条」に、「第180条・第181条」を「第207条・第208条」に、「第182条」を「第209条」に、「第183条—第191条」を「第210条—第218条」に、「第9章」を「第10章」に、「第192条」を「第219条」に、「第193条—第195条」を「第220条—第222条」に、「第196条・第197条」を「第223条・第224条」に、「第198条—第204条」を「第225条—第231条」に改める。

第7条第1項中「第85条」を「第114条」に改め、同条第5項第1号中「第153条第12項」を「第180条第12項」に改め、同項第4号中「第84条第1項」を「第113条第1項」に改め、同項第5号中「第112条第1項」を「第140条第1項」に、「第66条第1

項、第67条第1項、第84条第6項、第85条第3項及び第86条」を「第103条第1項、第104条第1項、第113条第6項、第114条第3項及び第115条」に改め、同項第6号中「第131条第1項」を「第159条第1項」に、「第66条第1項、第67条第1項及び第84条第6項」を「第103条第1項、第104条第1項及び第113条第6項」に改め、同項第7号中「第152条第1項」を「第179条第1項」に、「第66条第1項、第67条第1項及び第84条第6項」を「第103条第1項、第104条第1項及び第113条第6項」に改め、同項第8号中「第193条第1項」を「第220条第1項」に、「第5章から第8章まで」を「第6章から第9章まで」に改め、同項第11号中「第67条第2項、第84条第6項第4号、第132条第7項第2号、第153条第8項第3号及び第193条第7項第4号」を「第104条第2項、第113条第6項第4号、第160条第7項第2号、第180条第8項第3号及び第220条第7項第4号」に改め、同条第12項中「第85条第1項」を「第114条第1項」に、「第193条第10項」を「第220条第10項」に改める。

第14条第2項中「第67条第2項」を「第104条第2項」に改める。

第15条中「第95条第2項」を「第124条第2項」に、「及び第69条」を「、第66条、第88条第1項及び第89条第2項」に改める。

第17条中「次条及び第150条第2項第9号において」を「以下」に、「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第18条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第26条第4項中「第200条第4項」を「第227条第4項」に改める。

第31条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第40条第1項中「第107条第1項」を「第77条第1項」に改める。

第49条第1項及び第50条中「第85条第1項」を「第114条第1項」に改める。

第56条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第204条中「第74条、第76条、第79条、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条及び第102条から第108条まで」を「第71条、第73条、第76条、第77条、第118条から第121条まで、第124条から第126条まで、第128条、第129条、第131条から第135条まで及び第136条」に、「第204条」を「第231条」に、「第102条に」を「第131条に」に、「同項、第35条並びに第36条第1項及び第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条及び第76条中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第91条、第99条、第102条第2号及び第104条第1項」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第73条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第77条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」

とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第120条及び第128条に、「第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」を「第136条中「第113条第6項」とあるのは「第220条第7項各号」に改め、同条を第231条とする。

第203条第2項第3号中「第199条第6号」を「第226条第6号」に改め、同項第4号中「第200条第2項」を「第227条第2項」に改め、同項第5号中「第201条第9項」を「第228条第9項」に改め、同項第10号中「第107条第2項」を「第77条第2項」に改め、同条を第230条とし、第200条から第202条までを27条ずつ繰り下げる。

第199条第9号中「第201条」を「第228条」に改め、同条を第226条とし、第198条を第225条とする。

第9章第3節中第197条を第224条とし、第196条を第223条とする。

第9章第2節中第195条を第222条とし、第194条を第221条とし、第193条を第220条とする。

第192条中「第83条」を「第112条」に改め、第9章第1節中同条を第219条とし、同章を第10章とする。

第191条中「第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条まで」を「第71条、第75条、第77条第1項から第4項まで、第182条から第184条まで、第187条、第190条、第192条から第196条まで及び第200条から第205条まで」に、「第188条」を「第215条」に改め、「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。第67条第2項において同じ。）」を削り、「とあり、並びに第74条及び第78条第1項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第78条第3項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、同条第5項中「事業所」とあるのは「施設」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」を「とあるのは「従業者」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節第3款」と、第75条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第77条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とある

のは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第196条中「第187条」とあるのは「第218条において準用する第187条」と、同条第5号中「第186条第5項」とあるのは「第211条第7項」と、同条第6号中「第206条」とあるのは「第218条」と、同条第7号中「第204条第3項」とあるのは「第218条において準用する第204条第3項」と、第205条第2項第2号中「第184条第2項」とあるのは「第218条において準用する第184条第2項」と、同項第3号中「第186条第5項」とあるのは「第211条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第218条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第218条において準用する前条第3項」に改め、第8章第5節第3款中同条を第218条とし、第183条から第190条までを27条ずつ繰り下げる。

第8章第5節第2款中第182条を第209条とし、同節第1款中第181条を第208条とし、第180条を第207条とする。

第179条中「第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで」を「第71条、第75条及び第77条第1項から第4項まで」に、「第170条」を「第197条」に改め、「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。第67条第2項において同じ。）」を削り、「とあり、並びに第74条及び第78条第1項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第78条第3項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、同条第5項中「事業所」とあるのは「施設」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「とあるのは「従業者」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第75条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第77条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改め、第8章第4節中同条を第206条とする。

第178条第2項第2号中「第157条第2項」を「第184条第2項」に改め、同項第3号中「第159条第5項」を「第186条第5項」に改め、同項第7号中「第107条第2項」を「第77条第2項」に改め、同条を第205条とし、第170条から第177条までを27条ずつ繰り下げる。

第169条中「第160条」を「第187条」に改め、同条第5号中「第159条第5項」を「第186条第5項」に改め、同条第6号中「第179条」を「第206条」に改め、同条第7号中「第177条第3項」を「第204条第3項」に改め、同条を第196条とし、第161条から第168条までを27条ずつ繰り下げる。

第160条第2項中「第169条」を「第196条」に改め、同条を第187条とし、第159条を第186条とする。

第158条第1項中「第183条第1項」を「第210条第1項」に改め、同条第3項第1号中「第183条第3項第1号」を「第210条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第183条第3項第2号」を「第210条第3項第2号」に改め、同条を第185条とし、第155条から第157条までを27条ずつ繰り下げる。

第8章第3節中第154条を第181条とする。

第153条に見出しとして「(従業者の員数)」を付し、同条第3項中「第180条」を「第207条」に、「第189条第2項」を「第216条第2項」に改め、同条第4項中「第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号」を「第181条第1項第6号並びに第209条第1項第3号」に改め、同条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「指定地域密着型通所介護事業所」を加え、同条第16項中「第84条若しくは第193条」を「第113条若しくは第220条」に改め、第8章第2節中同条を第180条とする。

第152条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改め、第8章第1節中同条を第179条とし、同章を第9章とする。

第151条中「第74条、第78条、第79条、第101条及び第107条第1項から第4項まで」を「第71条、第75条、第76条、第77条第1項から第4項まで及び第130条」に、「第35条並びに第36条第1項及び第2項中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあり、並びに第74条及び第78条第1項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第78条第3項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第75条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第77条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改め、第7章第4節中同条を第178条とする。

第150条第2項第2号中「第138条第2項」を「第165条第2項」に改め、同項第3号中「第140条第5項」を「第167条第5項」に改め、同項第4号中「第148条第3項」を「第175条第3項」に改め、同項第8号中「第107条第2項」を「第77条第2項」に改め、同条を第177条とし、第142条から第149条までを27条ずつ繰り下げる。

第141条第1項中「第132条第1項第4号」を「第160条第1項第4号」に改め、同条を第168条とし、第138条から140条までを27条ずつ繰り下げる。

第137条を削り、第136条を第164条とする。

第135条第1項中「第147条」を「第174条」に改め、同条を第163条とする。

第7章第3節中第134条を第162条とする。

第7章第2節中第133条を第161条とする。

第132条第9項中「第84条」を「第113条」に、「第193条」を「第220条」に改め、同条を第160条とする。

第131条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改め、第7章第1節中同条を第159条とし、同章を第8章とする。

第130条中「第74条、第79条、第101条、第104条、第106条及び第107条第1項から第4項まで」を「第71条、第76条、第77条第1項から第4項まで、第130条、第133条及び第135条」に、「第124条」を「第152条」に、「同項、第35条並びに第36条第1項及び第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第74条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第101条及び第104条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第77条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第130条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第133条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」に改め、第6章第4節中同条を第158条とする。

第129条第2項第2号中「第117条第2項」を「第145条第2項」に改め、同項第3号中「第119条第6項」を「第147条第6項」に改め、同項第7号中「第107条第2項」を「第77条第2項」に改め、同条を第157条とし、第121条から第128条までを28条ずつ繰り下げる。

第120条第1項中「第112条第5項」を「第140条第5項」に改め、同条を第148条とし、第116条から第119条までを28条ずつ繰り下げる。

第115条第2項中「第126条」を「第154条」に改め、第6章第3節中同条を第143条とする。

第6章第2節中第114条を第142条とし、第113条を第141条とする。

第112条第1項中「第155条第7項」を「第182条第7項」に、「第115条」を「第143条」に改め、同条第4項中「第84条」を「第113条」に、「第193条」を「第220条」に改め、同条を第140条とする。

第111条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、第6章第1節中同条を第139

条とし、同章を第7章とする。

第110条中「、第74条」を「、第71条、第73条」に、「第79条」を「第77条」に、「第102条」を「第131条」に、「同項、第35条並びに第36条第1項及び第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第74条及び第76条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第73条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第77条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」に改め、第5章第4節中同条を第138条とする。

第109条第2項第4号中「第94条第6号」を「第123条第6号」に改め、同項第8号中「第107条第2項」を「次条において準用する第77条第2項」に改め、同条を第137条とする。

第108条中「第84条第6項」を「第113条第6項」に改め、同条を第136条とする。

第107条を削り、第106条を第135条とし、第99条から第105条までを29条ずつ繰り下げる。

第98条第1項中「第84条第12項」を「第113条第12項」に改め、同条を第127条とし、第90条から第97条までを29条ずつ繰り下げる。

第89条中「第84条第12項」を「第113条第12項」に、「第95条」を「第124条」に、「第8条第23項」を「第8条第24項」に改め、同条を第118条とする。

第5章第3節中第88条を第117条とし、第87条を第116条とする。

第5章第2節中第86条を第115条とする。

第85条第2項中「第194条第1項」を「第221条第1項」に改め、同条第3項中「第195条」を「第222条」に、「第113条第2項、第114条、第194条第2項及び第195条」を「第141条第2項、第142条、第221条第2項及び第222条」に改め、同条を第114条とする。

第84条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加え、同条第7項及び第8項中「第193条第1項」を「第220条第1項」に改め、同条第12項中「第98条第1項」を「第127条第1項」に改め、同条を第113条とする。

第5章第1節中第83条を第112条とし、同章を第6章とする。

第82条中「及び第55条」を「、第55条、第66条、第67条、第71条及び第73条から第78条まで」に、「第75条」を「第109条」に改め、「同項、第35条並びに第36条第1項及び第2項中」を削り、「認知症対応型通所介護従業者」との次に「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、同条第2項中「この節」とあるのは「第5章第3節」と、第73条及び第75条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第77条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第78条第4項中「第65条第4項」とあるのは「第102条第4項」と」を加え、第4章第3節中同条を第111条とする。

第81条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第78条第2項」に改め、同項に次の1号を加え、同条を第110条とする。

(6) 次条において準用する第77条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録第76条から第80条の2までを削る。

第75条第4号中「第63条第4項又は第67条第1項」を「第100条第4項又は第104条第1項」に改め、「第77条において同じ。」を削り、同条を第109条とする。

第74条を削る。

第73条第1項中「第64条又は第68条」を「第101条又は第105条」に改め、同条を第108条とする。

第72条第4号中「第63条第1項又は第66条第1項」を「第100条第1項又は第103条第1項」に改め、同条を第107条とする。

第71条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第106条とする。

第69条及び第70条を削る。

第68条第2項中「第64条第2項」を「第101条第2項」に改め、第4章第2節第2款中同条を第105条とする。

第67条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に、「第84条第7項」を「第113条第7項」に改め、同条を第104条とする。

第66条第1項中「第112条、第132条若しくは第153条」を「第140条、第160条若しくは第180条」に改め、同条を第103条とする。

第4章第2節第1款中第65条を第102条とし、第64条を第101条とする。

第63条第1項中「第153条第13項」を「第180条第13項」に改め、同条第4項中「第65条第2項第1号ア」を「第102条第2項第1号ア」に改め、同条を第100条とする。

第62条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削り、第4章第1節中同条を第99条とし、同章を第5章とする。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

（基本方針）

第62条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第63条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を

超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第64条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第65条 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着

型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第63条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第66条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第67条 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第68条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第69条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第70条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第71条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第72条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 地域密着型通所介護従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 苦情処理に関する事項
- (11) 虐待防止に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第73条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに地域密着型通所介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第74条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第75条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に地域密着型通所介護従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第76条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第77条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と

同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第78条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第65条第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第79条 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(6) 第77条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第80条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第44条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第72条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第81条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第91条に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第82条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第83条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第84条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

（利用定員）

第85条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けられることができる利用者の数の上限をいう。以

下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第86条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第87条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第94条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第92条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第95条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第88条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第89条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第90条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第91条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサー

ビスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第92条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第95条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第93条 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の療養通所介護従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の療養通所介護従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第94条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 療養通所介護従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定療養通所介護の利用定員

(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 苦情処理に関する事項
- (10) 虐待防止に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第95条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第96条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第97条 指定療養通所介護事業者は、療養通所介護従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 療養通所介護計画
 - (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
 - (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第78条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
 - (7) 次条において準用する第77条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第98条 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第44条、第67条(第3項第2号を除く。)、第68条及び第73条から第78条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第73条及び第75条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第77条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第78条第4項中「第65条第4項」とあるのは「第86条第4項」と読み替えるものとする。

附則第2条中「第64条第2項」を「第101条第2項」に、「第68条第2項」を「第105条第2項」に改める。

附則第3条中「第115条第1項」を「第143条第1項」に改める。

附則第4条中「第115条第4項」を「第143条第4項」に改める。

附則第5条中「第134条第4項第1号ア」を「第162条第4項第1号ア」に改める。

附則第6条第1項中「第154条第1項第1号」を「第181条第1項第1号」に改める。

附則第7条中「第154条第1項第7号ア」を「第181条第1項第7号ア」に改める。

附則第8条中「第182条第1項第1号イ(イ)」を「第209条第1項第1号イ(イ)」に改める。

附則第9条中「第153条第14項」を「第180条第14項」に改める。

附則第10条中「第154条第1項第7号ア」を「第181条第1項第7号ア」に改める。

附則第11条中「第154条第1項第7号ア」を「第181条第1項第7号ア」に改める。

附則第12条中「第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号」を「第181条第1項第8号及び第209条第1項第4号」に改める。

附則第13条第3項及び第4項中「第153条第14項」を「第180条第14項」に改める。

附則第14条中「第154条第1項第1号ア」を「第181条第1項第1号ア」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年3月31日から施行する。

(豊後大野市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 豊後大野市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年豊後大野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「第63条第1項に」を「第100条第1項に」に、「第63条第1項第1号」を「第100条第1項第1号」に改め、同条第7項中「第63条第1項から第6項まで」を「第100条第1項から第6項まで」に改める。

第8条第5項中「第65条第1項から第3項まで」を「第102条第1項から第3項まで」に改める。

第9条第1項中「第112条第1項」を「第140条第1項」に、「第131条第1項」を「第159条第1項」に、「第152条第1項」を「第179条第1項」に、「第66条第1項」を「第103条第1項」に、「第112条、第132条若しくは第153条」を「第140条、第160条若しくは第180条」に改め、同条第2項中「第66条第1項」を「第103条第1項」に改める。

第46条第1項中「第84条第1項」を「第113条第1項」に、「第83条」を「第112条」に改め、同条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加え、同項各号を削り、同条第7項中「第193条第1項」を「第220条第1項」に改め、同条第8項中「第193条第1項」を「第220条第1項」に改め、同条第13項中「第84条第1項から第12項まで」を「第113条第1項から第12項まで」に改める。

第47条第2項中「第194条第1項本文」を「第221条第1項本文」に改め、同条第3項中「第195条」を「第222条」に改める。

第49条第1項中「第84条第1項」を「第113条第1項」に改める。

第50条第5項中「第88条第1項から第4項まで」を「第117条第1項から第4項まで」に改める。

第73条第1項中「第112条第1項」を「第140条第1項」に、「第111条」を「第139条」に改め、同条第4項中「第84条第1項」を「第113条第1項」に、「第84条に」を「第113条に」に改め、同条第10項中「第112条第1項から第9項まで」を「第140条第1項から第9項まで」に改める。

第76条第7項中「第115条第1項から第6項まで」を「第143条第1項から第6項まで」に改める。

第88条中「第40条、」を「第40条（第5項を除く。）、「」に改める。